

九頭竜川水系日野川等の 特定都市河川の指定に向けて

令和8年2月
福井河川国道事務所

特定都市河川浸水被害対策法改正の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定。
- 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の**実効性を高める法的枠組み**として、令和3年に改正された。

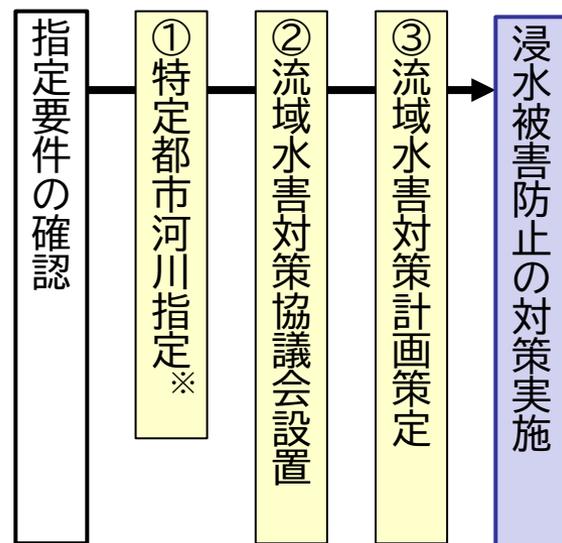
■ 特定都市河川浸水被害対策法の全体像

平成15年制定時の主な制度

- 対象：市街化率が約5割以上の都市部を流れる河川等。
- ・流域水害対策計画の策定
 - ・河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
 - ・保全調整池の指定
 - ・雨水浸透阻害行為の許可等



■ 特定都市河川指定から対策実施までの流れ



- ※指定に伴い必要となる事務
- ・雨水浸透阻害行為の許可 (審査事務: 県・福井市、受付事務: 各市町)
 - ・基準降雨の公示 (県・福井市)

日野川特定都市河川の指定に向けたスケジュール(案)

- 令和8年度中の特定都市河川指定に向けて、検討・調整を行う。
- 指定後は、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定に向けた検討を行う。

R7年3月

R8年2月

指定手続

【目標】R8年度

【目標】R9年度

第10回 九頭竜川・北川流域治水協議会

第11回 九頭竜川・北川流域治水協議会

特定都市河川指定に関する上申

指定に係る法定意見聴取
(国土交通大臣↓知事・市長・町長・下水道管理者)
・基準降雨法定意見聴取
(知事・福井市長↓河川管理者・下水道管理者)

特定都市河川指定の公示・指定・施行
(国土交通大臣↓知事・市長・町長・下水道管理者)

九頭竜川水系日野川等
流域水害対策協議会 設置

九頭竜川水系日野川等
流域水害対策計画 策定・公表

特定都市河川指定に向けた
検討・調整

九頭竜川水系日野川等流域
水害対策協議会設立に向けた準備

※1

※1 流域内住民等に対し、法的枠組みの趣旨について十分な周知期間を設けるうえで、指定から一定期間を空けて施行する場合がある。

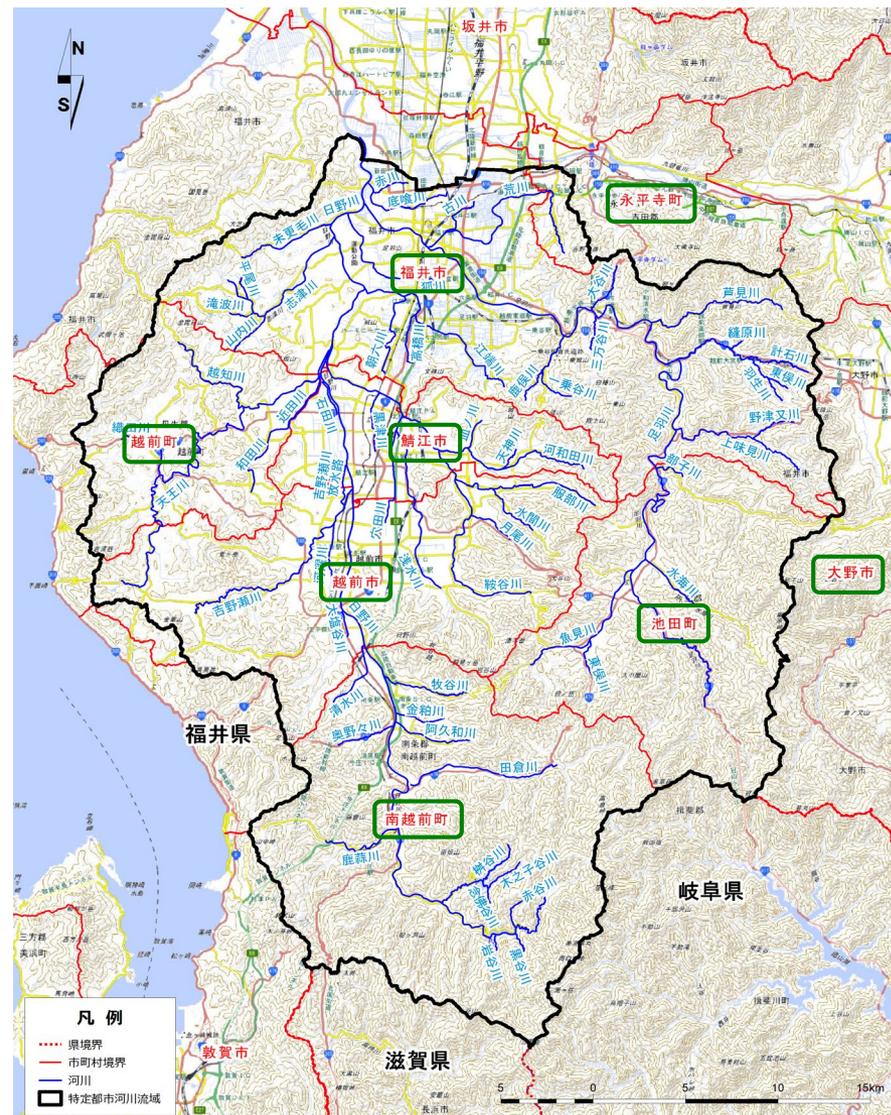
住民・関係者への周知

令和7年度の進捗状況

[関係8市町]

福井市、大野市、鯖江市、越前市、永平寺町
池田町、南越前町、越前町

4月	関係者協議（第1回）
	【共有】 今後のスケジュール 【依頼】 解析モデルの構築に必要な関係資料収集
7月	関係者協議（第2回）
	【共有】 国県市町の役割分担
	【協議】 特定都市河川流域(案)の確認 【協議】 解析モデルの構築対象範囲（河川・水路・下水道）の確認
9月	関係者協議（第3回）
	【共有】 目標とする降雨の検討状況 【共有】 解析モデルの構築状況
	【協議】 雨水浸水阻害行為許可の概要、技術指針(案)
12月	関係者協議（第4回）
	【共有】 流域水害対策計画の基本的な考え方 【協議】 雨水浸透阻害行為許可の技術指針(案)の修正、マニュアル(案)
	【協議】 指定に関する住民等への周知方法



※特定都市河川流域については、現在精査中であり、
2月以降に一部現地調査を予定しています。

九頭竜川水系日野川等流域水害対策計画骨子（素案）

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
<p>【国県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河道掘削、河道内樹木伐採 等 <p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河道内樹木伐採 等 ● 排水施設、公共下水道施設等の機能向上 ● 雨水貯留浸透施設の整備（ため池、調整池、校庭・公園貯留公共施設、下水道など） ● 森林整備、治山対策、農地・緑地等の保全 ● 公共施設での雨水流出抑制施設の整備 ● 大規模施設における雨水利用施設の設置 ● 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の対策義務化 ● 雨水タンクの設置 	<p>【福井県(福井市)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定都市河川浸水被害対策法に基づく区域指定等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保全調整池 ○ 貯留機能保全区域 ○ 浸水被害防止区域 <p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法に基づく災害危険区域の指定 ● 住宅などの防災改修（嵩上げ・ピロティ化等） ● 水害リスクをふまえた居住誘導区域の見直しや防災指針の策定及び立地誘導 ● 避難路・避難施設等の確保 ● 家屋の耐水化の推進 ● 地下・半地下建物における対策の周知・啓発 	<p>【国県市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスク空白域の解消（リスクマップ等を活用した講習会等の実施） ● 迅速・円滑な避難のための情報発信 ● 防災訓練など地域の防災体制づくりへの支援 <p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者利用施設の避難確保計画、訓練・支援、啓発 ● 浸水対策（耐水化・止水壁等） ● 水防拠点の活用促進 ● 自主防災組織等の防災資機材の拡充支援

※現段階の素案であり、各々のメニューの追加及び具体化は、今後設立予定の流域水害対策協議会等で議論予定。